

加美町特定事業主行動計画

令和3年3月

令和5年10月【一部改訂】

加 美 町

加美町特定事業主行動計画

令和3年3月
加美町長
加美町議会議長
加美町選挙管理委員会
加美町代表監査委員
加美町教育委員会
加美町農業委員会

はじめに

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に次世代育成支援対策法が制定されました。同法では、国及び地方公共団体に特定事業主として、職員の仕事と家庭の両立等に関し、国の定める行動計画策定指針に即した「特定事業主行動計画」を策定するよう定めています。

また一方、平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が制定され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、国及び地方公共団体に「特定事業主行動計画」を定めるよう位置付けられ、本町においても平成28年に「加美町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第1期）」を策定しました。

今般、両法律にはそれぞれの目的があるものの、職員のこれまでの働き方を見直して、仕事と家庭生活の両立を目指すことは共通するものであることから、両法律に基づく行動計画を一体的な計画として効果的に推進していくため、統合して計画策定するものです。

I 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

II 計画の策定主体及び対象者

この計画は、加美町の全ての機関の職員が、その対象者となると同時に実施主体にもなります。

Ⅲ 計画の推進体制

- (1) この計画の総合的かつ継続的な推進のため、総務課が主管となり、必要に応じた関係部署との連絡調整を行い、本計画の実施状況を把握・点検した結果を踏まえ、その後の対策の実施や計画の見直しに反映します。
- (2) 各所属長は、当該計画の趣旨及び内容を十分認識し、所属職員に対して計画を周知するとともに、職員が仕事と子育ての両立や女性の活躍推進を図ることができる職場環境の醸成に努めます。

Ⅳ 計画の目標

	計画目標	目標値
目標1	男性職員の配偶者出産休暇等の取得率	80%以上
目標2	男性職員の育児休業取得率（1週間以上）	85%
目標3	職員1人あたりの時間外勤務時間の月平均時間	前年度比 -5%
目標4	年次有給休暇の平均取得日数	12日以上
目標5	管理職の女性職員割合	30%

(令和5年10月改定)

Ⅴ 具体的な取り組み

1 職員の勤務環境の整備を図る

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ①母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇、育児休業等の制度周知を図ります。
- ②所属長は、妊娠中の職員の健康や安全について配慮するとともに、必要に応じて業務分担の見直しを行います。
- ③各種研修等を通じて、職場におけるハラスメントの防止に対する理解を深め、組織全体で妊娠中及び出産後の職員や子育て・介護中の職員が働きやすい職場づくりに取り組みます。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

男性職員の育児参加等を進めるために、職場全体の意識改革や男性職員が休暇等を取得しやすい雰囲気醸成に努めます。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

- ①育児休業や部分休業等の制度の周知を図り、取得の促進に努めます。
- ②育児休業取得の申出があった場合には、業務に支障が生じないように、職場内の応援体制による事務分担の見直しを行い、その上で、業務を遂行することが困難な場合は、後任職員の配置又は会計年度任用職員等の代替職員の確保に努めます。
- ③育児休業取得率の向上
女性職員の育児休業率は100%に達成していますが、男性職員の育児休業の取得者が少ないため、取得しやすい職場環境に努め、取得促進を図ります。

(4) 時間外勤務の縮減

- ①ノー残業デー（水曜日・金曜日）に、所属長は職員に呼びかけ、定時退庁の指導徹底を行います。
- ②所属長は、特定の職員に時間外勤務が偏ったり、恒常化しないよう常に配慮し、恒常的に時間外が多い場合は、その原因を明らかにし、根本的な見直しを進めるものとしします。
- ③所属長は、職員の心の健康増進のため、長時間勤務、人事異動、育児、介護及び妊娠等により心が不安定になる要因が多くなりがちな職員の勤務環境に配慮します。
- ④総務課は、時間外勤務の多い職員に対する産業医との面談などを実施し、職員の心身の健康に必要な措置を講じます。
- ⑤職員は、時間外勤務はコストという意識を持ち、日頃から業務の優先順位を明確にし、効率的に業務を遂行するよう努力します。

(5) 休暇取得の促進

- ①職員の休暇に対する意識の改革を図るとともに、休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに取り組みます。
- ②週休日や国民の祝日、夏季休暇と合わせた年次有給休暇の取得を促し、職員のワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。
- ③所属長は、職員が安心して休暇を取得することができるよう、日頃から職員とコミュニケーションを図り、業務において相互応援できる職場環境づくりに努めます。

(6) 職員が不妊治療を受けやすい職場環境の醸成を図る

2 女性職員の活躍推進に向けた取り組み

女性職員の管理職への積極的登用が図られるよう、将来の管理職候補となる女性職員の育成を図ります。また、キャリアアップにつなげるため、市町村職員中央研修所等への参加を積極的に促します。

VI 現状把握・課題分析

▶管理職に占める・各役職段階に占める女性職員の割合

	目 標	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度
管理職	25%	26.3%	26.3%	24.3%	25.7%	19.4%
課長補佐相当職	—	44.9%	45.8%	51.2%	51.2%	48.6%
係長相当職	—	28.0%	39.7%	35.7%	30.6%	31.8%

▶男性の配偶者出産休暇等取得率

	目 標	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度
取得率	80%以上	100.0%	62.5%	40.0%	33.3%	85.7%

▶年次有給休暇の平均取得日数の状況

	目 標	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2 年度	R3 年度
取得率	12 日以上	10.9 日	10.2 日	11.0 日	10.1 日	9.7 日

▶採用試験の受験者の女性割合

試験年度	試験区分	受 験 者 数		受験者の 女性割合	
		男	女		
平成 29 年度	行政	65	48	17	26.2%
	行政（障がい者）	4	3	1	25.0%
	保育士	7	0	7	100.0%
	学芸員	1	1	0	0.0%
	計	77	52	25	32.5%
平成 30 年度	行政	78	50	28	35.9%
	保育士	4	1	3	75.0%
	保健師	1	0	1	100.0%
	栄養士	9	1	8	88.9%
	司書	7	1	6	85.7%
	計	99	53	46	46.5%
令和元年度	行政	22	9	13	59.1%
	行政（障がい者）	1	1	0	0.0%
	保育士	6	3	3	50.0%
	保健師	2	0	2	100.0%
	学芸員	6	5	1	16.7%
	計	37	18	19	51.4%
令和 2 年度	行政	23	11	12	52.2%
	保育士	2	0	2	100.0%
	計	25	11	14	56.0%
令和 3 年度	行政	19	9	10	52.6%
	行政（障がい者）	1	1	0	0.0%
	保育士	2	0	2	100.0%
	保健師	3	0	3	100.0%
	土木	2	1	1	50.0%
	計	27	11	16	59.3%

▶女性職員の採用割合

試験年度	試験区分	受 験 者 数		受験者の 女性割合	
		男	女		
平成 29 年度	一般事務職等	11	7	4	36.4%
	保育士	2	0	2	100.0%
	学芸員	1	1	0	0.0%
	計	14	8	6	42.9%
平成 30 年度	一般事務職等	8	3	5	62.5%
	保育士	2	1	1	50.0%
	保健師	1	0	1	100.0%
	栄養士	3	0	3	100.0%
	司書	2	0	2	100.0%
	計	16	4	12	75.0%
令和元年度	一般事務職等	5	3	2	40.0%
	保育士	1	0	1	100.0%
	学芸員	1	1	0	0.0%
	計	7	4	3	42.9%
令和 2 年度	一般事務職等	2	1	1	50.0%
	保育士	2	0	2	100.0%
	計	4	1	3	75.0%
令和 3 年度	一般事務職等	4	0	4	100.0%
	保育士	2	0	2	100.0%
	保健師	2	0	2	100.0%
	土木	2	1	1	50.0%
	計	10	1	9	90.0%

▶男女別の育児休業取得率 ※目標：男性職員の育児休業取得率（1週間以上取得） 85%

		育児休業等対象者数		取得者数		男性取得率	女性取得率		
		男	女	男	女				
平成29年度	育児休業	11	4	7	0	7	0.0%	100.0%	
	部分休業				1	0	1		
	育児短時間勤務				0				
	計				8	0	8		
平成30年度	育児休業	13	8	5	6	1	5	12.5%	100.0%
	部分休業				2	0	2		
	育児短時間勤務				0				
	計				8	1	7		
令和元年度	育児休業	7	5	2	2	0	2	0.0%	100.0%
	部分休業				6	0	6		
	育児短時間勤務				0				
	計				8	0	8		
令和2年度	育児休業	6	3	3	3	0	3	0.0%	100.0%
	部分休業				0				
	育児短時間勤務				0				
	計				3	0	3		
令和3年度	育児休業	15	7	8	8	0	8	0.0%	100.0%
	部分休業				2	0	2		
	育児短時間勤務				0				
	計				10	0	10		

▶育児休業の取得期間（令和3年度に取得）

期 間	取得者数
10月超～11月以下	5人

▶時間外勤務状況（年度での一人当たりの月平均時間）

H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
14.2時間	15.4時間	15.3時間	11.7時間	13.2時間